

開催日 平成23年 8月 5日	会議時間	開会 AM・PM 13:00 閉会 AM・PM 16:30
会議場所 役場第2会議室、水源地（市街地区、曾我第2、ニセコ地区）	記録者 環境エネルギー係 樋口	
出席者 柿澤宏昭会長、松井佳彦副会長、福間博史委員、水上武史委員、大場恒雄委員 北澤副町長、藤田課長、鈴木係長、吉村課長、花輪係長、茶谷課長、樋口係長、竹内主任、篠原主任（水源地のみ）		
欠席者		

会議日程

- (1) 水道水源保護地域の設定について
- (2) 現地視察

会議内容

<p>○涵養域の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表流水は分水界で判断する。 ・地下水、湧水については取水箇所から水平距離で半径10m、地形で判断しながら上流部1km程度までを保護区域とする。 ・深層地下水は井戸から半径10mとする。 <p>○保護地域について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道水源の涵養域を推定し、域内の民地を保護区域とする。涵養域にある道有林については、ほとんどが保安林として規制されており、また自然公園法の規制もかかっている場所も多く、開発可能性が低いいため保護区域として指定はしない。 <p>>各地区ごとの意見</p> <p>○市街地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再開発の危険がある地区。 ・地質研究所の過去の調査データでは、羊蹄山の頂上まで涵養域となっている。同じ基準ではアンヌプリ方面の設定が難しくなるほか、規制の強さから適切ではないと思われる。 ・降水量から考えて、概算で1.5平方キロメートル程度あれば水量も問題ないのでは。 ・涵養域は取水量も多いことから1km以上の距離があってもよい。 <p>○ニセコ地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニセコ地区の井戸は危険では、30mの井戸も深井戸と判断できるか悩ましい。本来であれば湧水同様の保護区域とするべき場所。 ・8mの井戸はバックアップとして使用。将来的には使わない事を視野にいれていく必要がある。

- ・涵養域を湧水同様に設定すると、アンヌプリスキー場近辺のほとんどが保護区域となる。
- ・現状使用について水量・水質の問題は無い。
- ・自然公園法による規制がかかっている。

○曾我第1、2、近藤地区、温泉地区

・地区によって涵養域の取り方が小さいところもあるので、上流部上限1km程度として涵養域を設定しては。

・沢状になっていないため特定が難しい。地下水であることを考えれば、無理に涵養域を広く取る必要はないのでは。上流部斜面の開発さえ規制できれば問題ないのでは。

・取水口から横の広がりが足りないのでは。四角形のイメージでもよいのでは。

○いこいの村、宮田（豊里）、桂

・沢状であるため問題ない。

○宮田（小花井）、福井

・表流水であり、たたき台のとおり分水界をもとに涵養域を設定する。

・森林法による保安林の規制、自然公園法の規制はどのようなものか。事前に把握できるのか。

→条例で考えている規制よりは緩いもの。今回該当となる部分では、許可が必要となる区域で基本的に事前着手はできない。